

「長岡京市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改定)(素案)及び長岡京市公共施設等再編整備構想2021(素案)」に関する意見公募(パブリックコメント)の結果について

■意見募集期間：令和3年12月8日(水)～令和4年1月7日(金)

■意見提出数等

- 提出人数：2人
- 意見総数：7件

■意見の内容とこれに対する市の考え方・修正内容

- 下表参照

No.	意見の該当箇所	意見の内容	市の考え方・修正内容
1	○長岡京市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改定)(素案) P17 第6章2 基本方針 (1)建物系公共施設 基本方針⑤:優先順位の設定	下から2行目「近隣自治体等で広域的に共同利用する方式を検討」について、検討段階に入っているようなものを例示できないでしょうか。 説明)良い方法だと思います。 保育所、スポーツ施設などニーズがあると思います。	今後、検討を進めていくこととしますが、現段階で新たに導入を検討している施設はありません。よって、原案どおりとします。
2	○長岡京市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改定)(素案) P19 第6章2 基本方針 (2)インフラ施設 基本方針②:市民と協働した維持管理体制の構築	・上から1行目「インフラ施設の管理や点検の一部を、地元自治会などに呼びかけ、市民の日常的な関心を促すことで、利用者による維持管理体制の強化に寄与します。」について、具体的にどこかの施設の点検の一部を自治会にやってもらっているのでしょうか。 ・最終行に「市民協働型インフラ保全事業の導入を検討する。」を追加してほしい。 説明)1)民間では水力発電所のダムの見回りなどを委託している例があります。 2)京都府には府民協働型インフラ保全事業があります。	インフラ施設の維持管理については、道路や橋りょうなどで地元自治会や利用者の方に側溝清掃や草刈、凍結防止剤の散布などを実施していただいております。 また、市民協働型インフラ保全事業の導入については、市民協働の取組みとして新たにLINEによる不具合報告の受付を始めたところであり、現時点で導入を予定しておりません。よって、原案どおりとします。
3		インフラ施設の管理や点検の一部を地元自治会等に呼びかけの部位がどのような部分なのか見えにくい。詳細があればと思う。	ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正をします。 (修正前) インフラ施設の管理や点検の一部を、地元自治会等に呼びかけ、市民の日常的な関心を促すことで、利用者による維持管理体制の強化に寄与します。 (修正後) インフラ施設のうち、道路・橋りょうについては、管理や点検の一部を地元自治会等に呼びかけ、市民の日常的な関心を促すことで、利用者による維持管理体制の強化に寄与します。
4	○長岡京市公共施設等再編整備構想2021(素案) P10 第4章2 施設情報 市民文化系・社会教育施設「長岡第四小学校開放センター」	P42では学校の建替計画の中で一体的に整備すると書かれている。この方向性であれば機能維持ではなく建替えとするのが望ましいのでは。	ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正をします。 長岡第四小学校開放センター 方向性欄 (修正前) 機能維持 (修正後) 建替
5	○長岡京市公共施設等再編整備構想2021(素案) P25 第4章4 施設の基本方向の検討 (2)各施設の今後の再編に向けた検討の方向性 ⑧保育所(検討の方向性)	滝ノ町保育所と深田保育所について、P10では2カ所とも方向性が機能維持となっていますが2カ所とも機能移転の方向性を明示してほしい。 説明)1)2カ所ともP12劣化状況でCランクであること。 2)1カ所は衛生上の問題が発生しています。 3)長岡京市の魅力的な子育て環境づくりの姿勢を是非打ち出していきたい。	現在計画期間中の第2期子ども・子育て支援事業計画の内容に合わせて機能維持としています。ただし、どちらの保育所も老朽化などの課題は認識しており、第3期子ども・子育て支援事業計画策定の中で、保育の質の向上に繋がる具体的な対応について示すこととしています。よって、原案どおりとします。
6	○長岡京市公共施設等再編整備構想2021(素案) P34 第4章4 施設の基本方向の検討 (2)各施設の今後の再編に向けた検討の方向性 ⑩埋蔵文化財調査センター(検討の方向性)	広域連携や共同利用の方向性を打ち出せないでしょうか。 説明)二期庁舎完成後展示機能は新庁舎に移るようになりますが情報発信機能(人)や調査機能は従来場所に残ります。乙訓地域で連携できないでしょうか。	乙訓地域内での発掘調査については、定期的に情報を共有しながら、調査・研究を進めるとともに、市民への情報発信に努めています。各市町の課題や状況が異なることから、原案どおりとします。
7	○長岡京市公共施設等再編整備構想2021(素案) P43 第4章4 施設の基本方向の検討 (2)各施設の今後の再編に向けた検討の方向性 ⑫本庁舎・分庁舎(検討の方向性)	本文(検討の方向性)に、「埋蔵文化財調査センターの展示機能、「ふるさと資料館構想」による公文書館の機能を設けることになっています。」を追加してほしい。 説明)1)P34の表現に対応させる 2)公文書管理は市政における情報開示の基礎になっています。	ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正をします。ただし、現時点で決定している内容になりますので、(現状)に追加させていただきます。なお、公文書館の機能については、新庁舎に設ける予定はありませんが引き続き検討課題としており、ご意見として承ります。 (修正前) また、新庁舎内に産業文化会館と保健センターの機能が移転することとなっています。 (修正後) また、新庁舎内に産業文化会館と保健センターの機能及び埋蔵文化財調査センターの展示機能等が移転することとなっています。